

豊中エコショップ制度運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、豊中エコショップ制度運営協議会と称し、事務所を豊中市環境部減量計画課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、豊中エコショップ制度実施要領第2条の規定に基づき、第3次豊中市ごみ減量計画の取組みの一つである豊中エコショップ制度の実施を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) エコショップの認定やステップアップの審査等
- (2) エコショップ制度申込み店舗の現地調査等の調査活動
- (3) 制度運営及び認定店舗の取組み等の広報活動
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 本会は、前二条の目的及び活動に賛同し、豊中市域で活動を行う市民団体又は事業者団体で、別表に掲げる団体により構成するものとする。

(役員及び役員会の設置)

第5条 本会に、次の役員及びこれらの者で組織する役員会を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 6名

2 会長及び副会長は、幹事の互選により定める。

3 幹事は、別表に掲げる団体から選任された者をもって充てる。

4 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会の所掌事務)

第6条 役員会は、エコショップの認定及びステップアップ審査、会則の変更、その他本会でいう取組みに関する調整等を行うものとする。

(役員会の開催)

第7条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

2 役員会は、構成員の過半数の出席により成立する。

3 役員会で議決を要する場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、豊中市環境部減量計画課が行う。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が役員会に諮り定める。

附 則

1 この会則は、平成25年5月20日から施行する。

2 第5条第2項において「会長及び副会長は幹事の互選により定める」とあるが、初代会長、副会長については、制度構築のための懇話会メンバーの意見を踏まえ、設立当初の構成団体の構成員の中から決定する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

別表

団 体 名
豊中市マイバッグ推進協議会
豊中市こども会連合会
NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21
豊中市老人クラブ連合会
とよなか消費者協会
豊中商工会議所
日本チェーンストア協会 関西支部
NPO 法人 ZUTTO
豊中地域活動栄養士会トゥデイ